

第21回 熊野川の総合的な治水対策協議会

会議方法 書面会議

資料配付 令和3年 6月10日（木）

意見集約 令和3年 6月14日（月）

参加者 別添の熊野川の総合的な治水対策協議会名簿のとおり

議事概要

- ① 新宮川水系河川整備基本方針・河川整備計画の策定に向けた取り組みについて、近畿地方整備局河川部より報告。
- ② 新宮川水系流域治水プロジェクトの策定について、近畿地方整備局河川部より報告。
- ③ 日足地区の河川整備の進捗状況等について、近畿地方整備局河川部より報告。
- ④ 河川改修と利水ダムの治水協力の取り組みについて、近畿地方整備局河川部、紀の川ダム統合管理事務所、紀南河川国道事務所、奈良県、和歌山県、三重県、電源開発株式会社より報告。
- ⑤ 濁水対策を含むダムの運用・管理の取り組みについて、近畿地方整備局河川部、紀の川ダム統合管理事務所、電源開発株式会社、関西電力株式会社より報告。
- ⑥ 治山・砂防・河道閉塞対策（濁水の発生源対策を含む）の取り組みに

ついで、紀伊山系砂防事務所、近畿中国森林管理局、奈良県、和歌山
県、三重県より報告。

※報告に対する委員からの意見は別紙のとおり。

【新宮市】

◆河川整備基本方針・整備計画

河川整備基本方針の早期見直しについて（国土交通省）

河川整備基本方針の見直しに着手いただき、誠にありがとうございます。また、河道掘削やダム運用の対策等につきましても、重ねて御礼申し上げます。

河川整備基本方針の見直しにあたり、平成23年の紀伊半島大水害のピーク流量の実績や気候変動に伴う更なる降雨量の増大や水害の激甚化・頻発化という点についても十分にご検討の上、基本高水流量24,000m³/s以上の設定（明記）を行っていただくとともに、基本方針の変更完了後におきましては、変更後の基本方針に基づいたハード及びソフトの両面において具体的な対策や運用等を講じていただきますようお願い申し上げます。また、河川整備計画の策定については、外水対策のみならず内水対策や治山や砂防を含めた総合的な土砂管理と濁水対策の充実等、世界遺産熊野川の文化的・歴史的価値を高めるという観点からのご検討いただきますようお願い申し上げます。

河川改修と利水ダムの治水協力について（国土交通省、電源開発）

国、県、利水者等の協力のもと現行運用が行われていることに感謝申し上げます。

気候変動が健在化し、地域が過去に経験したことの無い災害の発生や頻発化など、過去の経験が生かされない事象が増加する懸念が高まっております。

そのような中、住民の安心安全担保のため、利水ダムの多目的ダムへの転用を求めているところであり、河川整備基本方針の見直しと合わせて、さらなる空き容量確保に向けたダム放流設備の整備などのハード対策、また、高精度化が進む気象予測等を活用することにより各ダムの貯水量のピークの重複を回避する“統合運用”をはじめとするより効果的なダム操作・運用の精度向上などのソフト対策により、さらなる治水機能強化が図られるよう取り組みをお願いいたします。

また、河道掘削におきましても、令和3年度以降も継続実施いただきますようお願いいたします。

◆濁水対策を含むダムの運用・管理

濁水対策について（関係機関）

濁水問題に関しては、世界遺産にふさわしい清流を一日も早く取り戻したいという声や、漁業関係者からは濁水により、漁場に悪影響を及ぼす等の切実な声も聞いており、住民の思いも非常に強いものがあります。

当協議会にて示された令和3年度までの取り組みについて、十分な効果検証とその効果を分かりやすくお示しいただきますようお願いいたします。また、令和3年度以降も引き続き

き、効果検証及び必要な取り組みの実施をお願いいたします。

また、治山・砂防など大元対策の推進に加え、これまで要望してきた河川維持流量の弾力的な運用や、先進事例の調査研究、効果の見込まれる対策の積極的な実施をお願いいたします。

【五條市】

◆河川整備基本方針・整備計画

猿谷ダム「試行運用」を引続き実施されるとともに、事前放流の実施時期を拡大するなど、更なる洪水被害の軽減対策を講じて頂きますようお願いいたします。

◆濁水対策を含むダムの運用・管理

猿谷ダム貯水池の堆積土砂対策で発生した土砂について、本市等の公共事業への活用等、有効活用に務めて頂きますようお願いいたします。

◆治山・砂防・河道閉塞対策

紀伊山系砂防事業について、清水地区崩壊斜面对策工事の完成等、事業の促進についてお礼申し上げます。

引き続き、赤谷地区の対策等の事業促進をお願いいたします。

【電源開発株式会社 西日本支店】

◆治山・砂防・河道閉塞対策（濁水の発生源対策の効果を含む）

ダム上流域における対策について（近畿中国森林管理局、奈良県、紀伊山系砂防事務所）
これまでの治山・砂防および河道における土砂排除対策によりダムへの土砂流入低減および濁水軽減に寄与して頂いていることに感謝申し上げます。

しかしながら、当初令和3年度末終了予定であった治山、砂防対策については来年度以降も継続的な実施が予定されており、ダムには依然として多くの土砂が流入し、平成23年紀伊半島大水害前の状況に戻っておりません。

地元からは、当社に対し、ダム湖における堆砂処理の更なる増量や濁水長期化軽減対策の更なる取り組みの要望があります。

今年度末には、濁水長期化軽減対策のうち、濁度50度以上の発電停止運用を解除する予定ですが、流域対策が完了していないため、未だ多くの課題があります。

そのため、今後ともダムへの土砂流入および濁水軽減のため、引き続き、治山・砂防および河道における効果的な対策の計画を立案されると共に、早急な実施をお願い致します。なお、当社といたしましては、引き続きダムにおける濁水長期化軽減対策および土砂排除対策について尽力してまいりますので、ご理解のほど宜しくお願い致します。